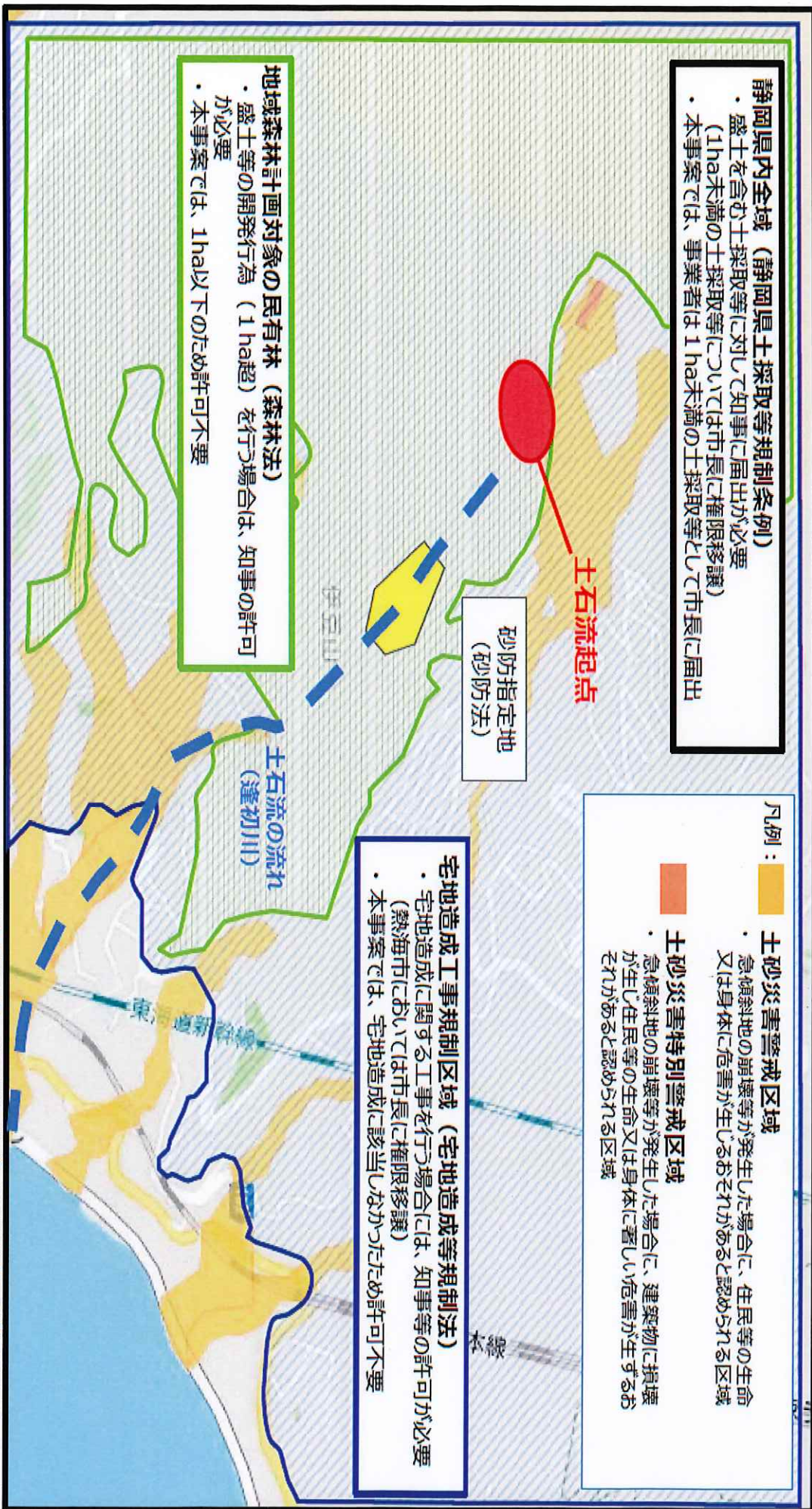


# 熱海土石流発生地域における土地利用規制等について

資料2-3

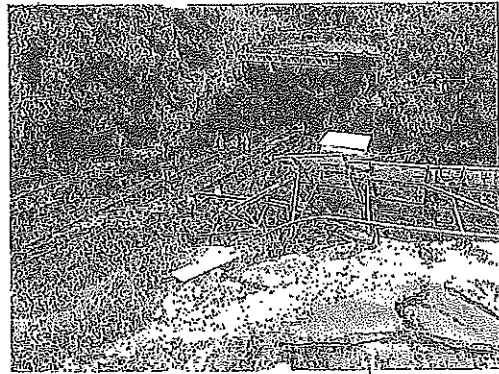


※産業廃棄物については、土地利用区域にかかわらず、不法投棄は禁止 (廃棄物処理法)

※あくまでイメージであり、必ずしも正確な位置関係を示すものではない  
※静岡県ホームページの情報をもとに作成

# 太陽光施設 崩落相次ぐ

## 傾斜地で土砂災害規制強化へ

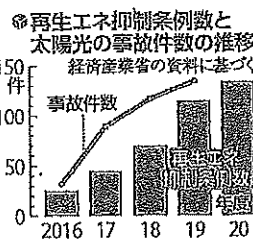


傾斜地にある太陽光発電施設が豪雨などで崩落する事故が相次いでいる。自治体が条例で独自に立地規制する動きが広がる中、環境省は法令で土砂災害の危険性のある場所での新設を抑制する方向で検討に入った。(山下真純)

### 新幹線止める

「あんな危険な場所には太陽光パネルがあるとは、事故が起きたまで知らなかった」。神戸市の担当者はこう振り返る。

同市須磨区では2018年7月の西日本豪雨による



△西日本豪雨による土砂崩れで、山陽新幹線の線路近くまで落下した太陽光パネル(2018年7月、神戸市須磨区) △同市須磨区

事業計画を出した事業者に対し、地域住民向け説明会を義務づけ、市との協議も必要。事業者は町に届け出が必要。町内全域が対象。市長が基準を満たさない事業者に勧告、命令でき、命令違反には5万円以下の罰金。新設ができない禁止区域を設定。撤去費用の積み立てなども求める。命令違反には罰料。事業を行わないよう求める抑制区域を設定し、区域外も届け出制(対象は規模による)。

地方自治体研究機構の調査に基づく

太陽光発電施設を巡る主な自治体の条例。土砂崩れで、太陽光パネルが山陽新幹線の線路近くまで落下した。人的被害はなかったが、新幹線が一時運休するなどの影響が出た。施設は線路からわずか10mほどの斜面にあつたが、市は事故まで施設の存在を把握していなかった。事業者は経済産業省から事業計画の認定を受ける必要があるが、立地自治体への報告や届け出は不要とされているためだ。

7月、太陽光発電施設の立地を規制する条例を施行した。出力10kW以上の施設を新設する場合は市への届け出を義務づけ、土砂災害警戒区域などは禁止区域とする。

住宅の屋根置きなどを除いた全国の大規模太陽光発電施設は、3月末時点で過去最多となる約66万6000か所に上る。増加に伴い、パネルが落下する事故が各地で相次いでいる。

西日本豪雨では19か所の太陽光発電施設でパネルなどが損傷し、うち1か所は土砂崩れの原因だった。経産省によると、太陽光パネルが飛散、落下するなどして事故は19年度に135件起きている。

自治体が条例で規制する動きも広がっている。土砂災害警戒区域内に約30の施設があると推計される山梨県では10月、県土の8割を占める森林や地滑りの恐れがある傾斜地などで新設を許可制にする条例を施行する。経産省による太陽光など再生可能エネルギー施設の新設を抑制する条例数は16年度に26件だったが、20年度には134件と5倍に増え、全国の自治体の1割近くを占めている。

法令で新設抑制。環境省も急な傾斜地などでの新設を法令で抑制する検討に入った。きっかけは7月に静岡県熱海市で起きた大規模な土石流災害。土石流との因果関係は確認されていないが、崩落現場近くに太陽光パネルが設置されていたことで、傾斜地での安全対策に注目が集まった。

来年4月施行の改正地球温暖化対策推進法では、再生エネ施設を巡る住民トラブルを防ぐため、自治体が地域住民らの了解を得た上で、施設を誘致する「促進区域」を設定できるようになる。同省は、土砂災害の危険性がある場所については促進区域から除外することを検討しており、年内にも新たな省令を定める方針だ。

政府は7月、電源構成に占める太陽光の割合を19年度の7%から30年度に15%程度に引き上げる方針を示した。山間部は大規模用地を比較的安全確保できるため、多くの太陽光発電施設が建設されてきたが、規制強化で増設がスムーズに進まなくなる可能性もある。

条例では限界。鈴木猛康・山梨大教授(防災工学)の話「土砂災害の危険性が高い場所に施設が建てられるケースは多いが、条例では軽い罰則にとどまり、専門知識を持つ職員がいらない場合は制定が難しいなど実効性や専門性に限界がある。国が危険な場所への建設を禁止するなど、国土利用に関する法整備を進めるべきだ」